

参議院議員通常選挙 投票日は7月20日です！

明日に向かって 笑顔で投票！

当日の投票時間は、
午前7時から午後7時までです。

投票日に用事のある方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所は **市役所3階防災研修室2** です。

【7月4日(金)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時】



保健センター側入口(南側入口)
から入り、西側エレベーターまたは階段から3階へお上がりください。

※期日前投票所には常時、車椅子を
備え付けています。

※お体の不自由な方、車椅子をご利用
の方は期日前投票が便利です。

○選挙公報・審査公報

令和7年7月10日(木)以降に配付予定です。

○インターネットを利用した選挙運動に注意してください

有権者は、ホームページ、ブログ、X(旧ツイッター)、フェイスブック、LINEなどを使った選挙運動ができますが、18歳未満の方が選挙運動内容を含むメールの転送やX(旧ツイッター)のリポストを行うことは禁止されています。ご注意ください。

選挙運動期間(7/3～7/19)外にインターネットを利用した選挙運動をしてはいけません。

※違反すると処罰の対象となりますのでご注意ください！

○スマートフォン等で開票速報を！

開票速報を市のホームページ(携帯サイト)で見ることができます。

尾花沢市選挙管理委員会ホームページ

URL <https://www.city.obanazawa.yamagata.jp/shisei/senkyo/>



投票できる人

投票日現在、満 18 歳以上の方（平成 19 年 7 月 21 日以前に生まれた方）

日本国籍を有し、令和 7 年 4 月 2 日以前から引き続き 3 カ月以上本市の住民基本台帳に記録され、かつ本市の選挙人名簿に登録されている人。

◆市内転居された方

令和 7 年 6 月 1 6 日以前に市内で転居された方は、転居後の投票区で投票できます。

令和 7 年 6 月 1 7 日以降に転居された方は、転居前の投票区での投票となります。

◆本市へ転入された方

令和 7 年 4 月 2 日以前に本市へ転入された方は本市での投票となります。

令和 7 年 4 月 3 日以降に転入された方は前住所の市区町村での投票となります。

◆本市から転出された方

令和 7 年 3 月 1 日以前に転出された方は転出先の市区町村での投票となります。

令和 7 年 4 月 3 日以降に転出された方は本市での投票となります。

※令和 7 年 3 月 2 日～令和 7 年 4 月 2 日に転出された方は、基本的に転出先の市区町村での投票となります。

投票用紙は 2 種類あります

参議院議員通常選挙では山形県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙があります。

◆山形県選挙区選出議員選挙（山形県選挙区から 1 人を選びます。）

投票用紙の色は「クリーム色」です。

候補者の氏名を書いて投票します。

◆比例代表選出議員選挙（政党の総得票数に応じて、各政党の当選人の数が決まります。）

投票用紙の色は「白色」です。

比例代表名簿登載者の氏名、又は政党等の名称もしくは略称を書いて投票します。

期日前投票・不在者投票（投票日都合の悪い方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。）

期 間 令和 7 年 7 月 4 日（金）～ 7 月 1 9 日（土） 16 日間

時 間 午前 8 時 30 分～午後 8 時

場 所 尾花沢市役所 3 階防災研修室 2

投票所入場券をご持参ください。（投票所入場券が無くても投票はできます。）

※投票所入場券裏面の宣誓書欄に氏名等を来場前にご記入いただくと受付がスムーズです。

◆病院・施設での不在者投票

指定された病院（施設）に入院（入所）されている方は、病院（施設）にて不在者投票ができます。お早めに病院（施設）の事務の方にご相談ください。

◆出張先や旅行先での不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日、他の市町村に滞在されている方は、最寄りの選挙管理委員会では不在者投票ができます。その場合、尾花沢市選挙管理委員会への投票用紙の請求手続きが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。

移動市役所で期日前投票してみませんか！

下記の商業施設と、投票所の統合により投票所が遠くなってしまった集落に移動市役所がお伺いします。

・ 7月15日（火）

おーばん南尾花沢店前 午後4：00～午後7：00 3時間

・ 7月16日（水）

畑沢地区生涯学習推進センター前 9：00～10：00 1時間

南沢地区生涯学習推進センター前 11：00～12：00 1時間

移動市役所を利用してみませんか？

投票所入場券をお持ちください！

移動市役所がお伺いします



郵便投票（在宅投票）

重度の身体障害者や戦傷病者及び介護保険法上の要介護者、免疫障害者の方は、自宅にて投票することができます。（下記の表に該当される方に限ります。）事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めに選挙管理委員会にご相談ください。

郵便投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1級～2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等投票証明書の発行手続き

上記の表にある手帳や被保険者証をお持ちの上、選挙管理委員会へお申し出ください（代理可）。申請書をお渡ししますので、該当者本人が自筆署名のうえ、ご提出ください。

審査のうえ、郵送にて証明書を発行します。証明書の有効期限は交付の日から7年間です。

投票用紙の請求手続き

交付を受けた「郵便等投票証明書」で投票用紙を請求します。今選挙の請求期限は令和7年7月16日（水）までとなっております。それ以降は受付いたしませんので早めにお手続きください。

※郵便投票の代理記載制度

以下に該当し、事前に選挙管理委員会に届け出た方は代理人による記載が可能です。

- ① 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている方。
- ② 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方。

お問い合わせ

- ◆ 尾花沢市選挙管理委員会 電話(22)1111【内線236】

あなたの投票所は？（期日前投票所:市役所3階防災研修室2）

投票所入場券に書いてある場所で投票してください。

投票区	投票所の施設の名称	投票区域(行政区単位)
1	文化体育施設コンベンションホール	上町1,2,3,4,5,若葉町,新町東,荒瀬,麿気、特養おばなざわ
2	★尾花沢小学校屋内運動場	中町,桙町1,2,3,横町1,北町
3	尾花沢中学校柔剣道場	横町2,新町1,2,3,4,5,長寿園
4	田沢公民館	田沢
5	ほたるの里郷土資料館作業場	牛房野
6	二藤袋地区生涯学習推進センター	二藤袋1,2
7	横内公民館	横内
8	五十沢公民館	五十沢
9	荻袋公民館	荻袋1,2,3,荻袋開拓,よつば荘
10	和合公民館	和合,新生園
11	寺内地区多目的集会施設	寺内1,2,3,西原1,2,南沢
12	福原地区公民館1階集会室	野黒沢1,2,芦沢1,2
13	芦沢駅前公民館	芦沢駅前
14	名木沢地区コミュニティセンター	名木沢1,2,3,大海平,西野々,上の原
15	毒沢地区生涯学習推進センター	毒沢
16	安久戸公民館	安久戸
17	さくら保育園遊戯室	丹生1,2,3,正厳1,2,3,上ノ宿
18	宮沢地区公民館1階調理室・研修室	行沢,中島,押切
19	尾花沢市地域交流センター	高橋,中刈,矢越,関谷
20	市野々公民館	市野々,岩谷沢
21	北郷公民館	北郷,坂本
22	玉野地区公民館1階小会議室	鶴巻田
23	母袋公民館	母袋
24	下原田公民館	下原田,東原,玉野原
25	上原田公民館	上原田
26	下柳公民館	下柳,寺町,銀山
27	栗生公民館	栗生
28	古殿公民館	古殿
29	常盤地区公民館1階会議室	★九日町,袖原,三日町,畑沢
30	荒町多目的集会施設	荒町
31	細野地区生涯学習推進センター	細野
32	六沢地区生涯学習推進センター	六沢1,2
33	★尾花沢市鶴子交流施設体育館	鶴子1,2,3,4

★注意① 第2投票区は、投票所が尾花沢小学校校舎内の放課後児童クラブ室から屋内運動場になります。

★注意② 畑沢地区の投票所は、第29投票区の常盤地区公民館へ統合となりました。

★注意③ 第33投票区は、投票所が鶴子交流施設図書室から体育館になります。